

開港一部改正指道要綱

6月1日から施行

「ゆとりと活力のあるまち」への促進に寄与

介護保険運営協議会委員を募集

△応募資格 市内在住の40歳以上で、介護保険に関心のある方（公務員など公職にある方を除く） △募集人員 4人以内 △応募方法 高齢福祉課にある応募用紙と、「高齢者福祉」または「介護保険」を題材に800字以内のレポートを作成し、高齢福祉課に提出してください（郵送可） △締切日 6月9日（金）必着 △選考方法 選考委員会を設置し、選考委員がレポートの内容などの審査を行い、6月23日までに選考し、選考結果は全員に直接通知します △その他 任期は3年で、運営協議会に出席した場合は、報酬が支払われます。運営協議会は、年6回程度、原則として平日に開催します △問い合わせ 高齢福祉課（内470）

助成を受け、工事完了後10年以上経過した住宅の建て替えを計画または建て替え済みの住宅。ただし、建て替え前後の住宅に代替性・継続性があると認められる住宅に限ります。

し込みは原則として所有者または居住者 ▽場所 市役所703
会議室 ※当日申し込みのできる
ない方は横浜防衛施設局までお
問い合わせください。なお、防
音工事は国の補助金交付決定後
でないと着手できません。また、
工事契約の勧誘を行う工事関係
者が見受けられます。トラブル
を防止するためにも契約は慎
重に行ってください。

▽問い合わせ 横浜防衛施設
局事業部施設対策第4課住宅防
音第9係 (区)045・651・1631
内 7378。

ペットボトル・びんの出し方ご注意

このままではリサイクル赤信号?



りをお願いしています。
しかし、これらの回収したペッ
トボトルやびんの中には、たば
この吸い殻などの異物の混入や
キヤップを取り除いていないも
のが多く見られます。

す。

◎用語

(※1) リターナブルびん… 洗浄すれば何回も使用できるびん(ビール・酒・酢などのびん)

ワンウェイびん… 1回しか使えないびん(粉々にして再利用)。

(※2) 容器包装リサイクル法…市民・市町村・事業者がそれぞれの役割分担を明確にし、容器包装廃棄物の再商品化を促進する法律。

△問い合わせ (内54)。 資源対策課

海老名駅でインターネットの公式ホームページご覧ください

午後10時までです（無料）。
平成10年5月から海老名市
公式ホームページを開設して
いますが、パソコンのない方
は、ホームページを見ること
ができませんでした。
これからは、海老名駅での
待ち合わせや、乗り換えの合
間に海老名市公

事の取扱いが出来ることになりました
のぞ裏表紙。

追加工事（特定工事）を実施する住宅で現況が
バリアフリーまたはフレックス
対応住宅になつてゐる住宅。
②新規・追加工事が実施済み
の住宅で、防音工事完了後10年
以上経過し、現況がバリアフリー
またはフレックス対応住宅に改
められたもの。

ボトル25%増、
ん1200ト回収び

指定法人では、市町村ごとに分別収集品の品質調査を行っています。残念ながら、海老名市は、A～Dの評価の中で最低の



気軽にタッチ！お試めしを…

住宅防音工事のお知らせ

5月22・23日申し込み受付

国（横浜防衛施設局）では、厚木基地を離着陸する航空機の騒音を防止・軽減するために住宅防音工事の助成を行っていますが、新たに今年度より特定工事・建替工事・防音区画改善工事の助成が出来るようになりました。これまで募集中の対象となる住宅等は次のとおりです。

【特定工事対象】

住宅 昭和59年5月31日に告示された区域内（東柏ケ谷域、柏ヶ谷一部、上今泉六丁目の一部）において、昭和59年6月から昭和61年9月10日までに建てられた住宅で、防音工事の助成を受けていない住宅。

集合住宅（分譲マンションション等）の場合は、管理組合等の代表者の申し込みでも可能です。

【建替工事対象】

住宅 住宅防音工事対象区域内で過去に防音工事の助成を受け、工事完了後10年以上経過した住宅の建て替えを計画または建て替え済みの住宅。ただし、建て替え前後の住宅に代替性・継続性があると認められる住宅に限ります。

【防音区画改善工事対象住宅】
住宅防音工事対象区域内で次の①から③のいずれかに該当する住宅。

①これから防音工事（新規・

②新規・追加工事が実施済みの住宅で、防音工事完了後10年以上経過し、現況がバリアフリーまたはフレックス対応住宅に改造成されている住宅。

③障害者等（身体障害者、高齢者等で介護等を必要とする方、車いす等による生活状況にある方）の居住する住宅。

【特定工事・建替工事の助成が受けられる室数】 家族数+1室で最高5室まで（専用台所・玄関・浴室等は原則として対象になりません）

【防音区画改善工事の助成が受けられる室数】 家族数が4人までの世帯は5室まで、5人以上の世帯は家族数+1室となります。防音工事実施済み室数を含みます。

【補助金の額】 国の定めた標準仕様により工事を行う場合は、全額助成が受けられます。補助される額には室数に応じて一定の限度額が定められています。

▽日時 5月22日（月）・23日（火）の午前10時～午後6時（申し込みは原則として所有者または居住者） ▽場所 市役所703会議室 ※当日申し込みのできない方は横浜防衛施設局までお問い合わせください。なお、防音工事は国の補助金交付決定後でないと着手できません。また、工事契約の勧誘を行う工事関係者が見受けられますが、トラブルを防止するためにも契約は慎重に行ってください。

▽問い合わせ 横浜防衛施設局事業部施設対策第4課住宅防音第9係（☎ 045・651・1631内7378）。

国（横浜防衛施設局）では、厚木基地を離着陸する航空機の騒音を防止・軽減するために住宅防音工事の助成を行っていますが、新たに今年度より特定工事・建替工事・防音区画改善工事の助成が出来るようになりましたので募集します。対象となる住宅等は次のとおりです。

【特定工事対象】

住宅 昭和59年5月31日に告示された区域内（東柏ケ谷域、柏ケ谷の一部、上今泉六丁目の一部）において、昭和59年6月から昭和61年9月10日までに建てられた住宅で、防音工事の助成を受けていない住宅。

集合住宅（分譲マンションション等）の場合は、管理組合等の代表者の申し込みでも可能です。

【建替工事対象】

住宅 住宅防音工事対象区域内で過去に防音工事の助成を受け、工事完了後10年以上経過した住宅の建て替えを計画または建て替え済みの住宅。ただし、建て替え前後の住宅に代替性・継続性があると認められる住宅に限ります。

【防音区画改善工事対象住宅】
住宅防音工事対象区域内で次の①から③のいずれかに該当する住宅。

①これから防音工事（新規・

②新規・追加工事が実施済みの住宅で、防音工事完了後10年以上経過し、現況がバリアフリーまたはフレックス対応住宅に改造されている住宅。

③障害者等（身体障害者、高齢者等で介護等を必要とする方、車いす等による生活状況にある方）の居住する住宅。

【特定工事・建替工事の助成が受けられる室数】 家族数+1室で最高5室まで（専用台所・玄関・浴室等は原則として対象になりません）

【防音区画改善工事の助成が受けられる室数】 家族数が4人までの世帯は5室まで、5人以上の世帯は家族数+1室となります。防音工事実施済み室数を含みます。

【補助金の額】 国の定めた標準仕様により工事を行う場合は、全額助成が受けられます。補助される額には室数に応じて一定の限度額が定められています。

▽日時 5月22日（月）・23日（火）の午前10時～午後6時（申し込みは原則として所有者または居住者） ▽場所 市役所703会議室 ※当日申し込みのできない方は横浜防衛施設局までお問い合わせください。なお、防音工事は国の補助金交付決定後でないと着手できません。また、工事契約の勧誘を行う工事関係者が見受けられますが、トラブルを防止するためにも契約は慎重に行ってください。

▽問い合わせ 横浜防衛施設局事業部施設対策第4課住宅防音第9係（☎ 045・651・1631内7378）。